

東京都内における司法過疎問題の実態について

—小笠原を中心として—

酒 井 享 平 (首都大学東京法科大学院)

山 上 博 信 (日 本 島 嶼 学 会)

上 石 圭 一 (追手門学院大学・社会学部)

要 約

本研究を行った結果、東京都内における司法過疎問題の実態については、法テラス（日本司法支援センター）¹、自治体・商工会、法律専門職者・同団体等の努力の結果、司法過疎問題は決定的な破綻は免れているとは言えるが、なお、生存権、法の下での平等、裁判・弁護を受ける権利等の諸権利が最低限満たされている状況には至っておらず、一層の改善を図っていく必要があるとの結論が得られた。

I. はじめに（問題の所在・調査の経緯）

筆者酒井が、東京都内における司法過疎問題について関心を持ったきっかけは、2004年東京都立大学法学部に着任し、小笠原研究委員会の委員となり、翌年筆者山上と知り合い、小笠原研究費を用いてNPO 司法過疎サポートネットワークの小笠原相談会に参加、東京都内の司法過疎問題の実態の一端を認識するに至ったことに始まる。酒井は、経済法を専門とする実務家教員であるが、「司法過疎問題は、東京都の財政基盤の上に存立する首都大学東京都市教養学部法学系所属の研究者として、取り組まなければならないテーマである。」と考えるに至り、山上（刑事訴訟法専攻）及び上石（法社会学専攻）の協力を得て、東京都内における司法過疎問題の実態についての研究を開始した。

2006年度の首都大学東京産学公連携リーディングプロジェクトに採択されたので、小笠原父島で法律説明会を実施する²とともに、東京都内の司法過疎地の自治体・商工会へのア

1 総合法律支援法に基づいて設立された法人

2 調査と平行して、司法過疎地における法的理解・知識の普及・啓発として、2007年2月15日（木）午後6時～8時、小笠原村父島B・しっぽ（商工観光会館）2階会議室において、同村産業観光課・同商工会及びNPO 司法過疎サポートネットワークの協力を得て、住民・事業者向けの説明会を実施した。テーマは、①独占禁止法・景品表示法は島の暮らしにどう役立つか？（酒井）、②しまの暮らしをいかに守るか？ 賢いトラブル解決法・酒酔い運転など交通違反の場合（山上）、③税の申

ンケート調査を実施し、2007年度も同プロジェクト予算の残額、日の出サテライトの研究グループに対する傾斜配分予算等を用いて研究を継続・拡大した。アンケート調査は、東京都内の司法過疎地の自治体・商工会に加え、法律専門職者の団体及び司法過疎地で開業している法律専門職者（個人）に対しても実施し、ヒアリングも行った。本稿においては、調査結果の概要を紹介し、小笠原を中心に検討を行い、若干の評価と政策面・研究面の提言を行う。

1. 司法過疎の定義

本調査において、司法過疎とは、「裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用が容易ではなく、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者（弁護士及び弁護士法人以外の者であって、法律により他人の法律事務を取り扱うことを業とすることができる者）のサービスを身近に受けにくい地理的な隔絶が存在すること」と定義した。

2. 調査対象地域

当時、司法過疎地としては、典型的には、地方裁判所の本庁・支部のそれぞれの管轄内の弁護士（法律事務所）数が0又は1人である地域が早急に対策が必要な地域と理解されていたが、東京都内には東京地方裁判所の本庁・支部から地理的に懸隔した弁護士等の司法サービスを受けにくい島嶼地域・山間地域が存在していることから、市町村ごとに弁護士数が0又は1人である地区を選び出し、当該地区における司法過疎の実態を調査することにした。

弁護士数が0又は1の東京都内の市町村は、表1の通りである。

当時、弁護士がいない市町村の人口は295,935で、東京都の全人口の2.33%を占め、また、弁護士が0又は1人の市町村（稲城市・羽村市各1人）の人口は432,356で、東京都の全人口の3.41%を占めていた。なお、表1の市町村の現在の弁護士数は、福生市1、東大和市3、武蔵村山市1、稲城市3、羽村市2であり、多摩地区の各市で2007年時点より若干増加しているが、残りはすべて0のままである（日弁連HP）。

告はどう変わるか？ 会社法の施行による法人税の改正点のポイント（18年度施行改正点）（税理士 諫山明子）。

3 日本弁護士連合会のHP（東京弁護士会アンケート回答に添付）によれば、法律事務所数が0又は1である地域は、ゼロワン地域と呼ばれ、早急な対策が必要とされる。なお、4～10である地域は、「第二種弁護士過疎」地域と呼ばれ、「第一種弁護士過疎」地域と併せて、対策が必要とされる。当時、本庁・支部の各管轄地域内の法律事務所数が0である地域は3か所、1である地域は30か所、3以下である「第一種弁護士過疎」地域は88か所であった（2007年6月21日現在）。

表1 弁護士数が0又は1の東京都内の市町村（人口・面積との対比）

地域	人口（人）	面積（km ² ）	人口密度（人/km ² ）	弁護士数
東京都	12,692,117	2,187.11	5803.1	12,113
福生市 ※	60,677	10.24	5925.5	0
東大和市 ※	80,059	13.54	5912.8	0
武蔵村山市 ※	67,475	15.37	4390	0
稲城市 ※	79,518	17.97	4425	1
羽村市 ※	56,903	9.91	5742	1
町村部	87,724	781.68	112.2	0
西多摩郡	59,196	375.96	157.5	0
瑞穂町 ※	33,719	16.83	2003.5	0
日の出町 ※	16,021	28.08	570.5	0
檜原村	2,864	105.42	27.2	0
奥多摩町	6,592	225.63	29.2	0
島部	28,528	405.72	70.3	0
大島町 ※	8,659	91.06	95.1	0
利島村	303	4.12	73.5	0
新島村 ※	3,137	27.77	113	0
神津島村 ※	2,022	18.87	107.2	0
三宅村 ※	2,433	55.5	43.8	0
御蔵島村	274	20.58	13.3	0
八丈町 ※	8,740	72.62	120.4	0
青ヶ島村	209	5.98	34.9	0
小笠原村 ※	2,751	104.41	26.3	0

（出所）東京都の人口（推計）：2007年1月1日現在（総務局統計部）
 弁護士数：2007年9月5日現在（東京弁護士会）東京都の総数のみ、
 2008年3月末日時点（東京弁護士会 5450・第一東京 3319・第二東京 3344）

※ 商工会が存する市町村 具体的な商工会名は、福生市商工会、東大和市商工会、武蔵村山市商工会、稲城市商工会、羽村市商工会、瑞穂商工会、日の出町商工会、大島町商工会、神津島村商工会、三宅村商工会、新島村商工会、八丈町商工会、小笠原村商工会

3. アンケート調査等の実施

小笠原村等東京都内の過疎地において、自治体、商工会、各法律専門職者の団体、NPO等が行っている法律に関する相談の実態及び法律専門職者の活動状況についてアンケート調査を実施した。

アンケートの発送先は、表1の18市町村及び13商工会、法律専門職者9団体（東京弁護士会、第一東京弁護士会、東京税理士会、東京都行政書士会、東京土地家屋調査士会、NPO 司法過疎サポートネットワーク（以下「NPO」という）など）及び調査対象地域のうち弁護士が1人も開業していない町村において開業又はそれに準じる活動をしている法律専門職者約40名である（付表1）。

アンケートの発送・回収は、自治体・商工会向けについては、2007年2月発送（多摩地区における6市町及び商工会については、2008年2月発送）、各年の3月までに回収（回収率：自治体＝多摩・山間部及び島嶼部ともに66.7%、商工会＝多摩・山間部71.4%、島嶼部100%）。法律専門職者の団体については、2007年8月上旬発送、おおむね10月までに回収（6団体から回収、回収率66.7%）。個人（法律専門職者）については、2007年11月発送、2008年3月までに回収（13名から回収、回収率約32.5%）。

多摩・山間部及び島嶼部において、アンケート調査に関連し、自治体、商工会、法律専門職者団体及び法律専門職者から、数次にわたりヒアリングを行った。

II. アンケート及びヒアリング調査結果の紹介

アンケートに対する回答の集計結果⁴及びヒアリング調査結果を以下紹介する。

1. 自治体・商工会向け

付表1 裁判所等の有無・法律専門職者の開業状況

簡易裁判所が大島町、新島町及び八丈町に存するのみであり、法律専門職者については、弁護士2名が開業していることは認識されているが、アンケート結果の司法書士8名、税理士5名、その他2名という数は、実際に開業している法律専門職者の数を下回っており（（参考）参照）、弁護士以外の法律専門職者の認知度が低いようである。

付表2 相談の窓口・内容・相談の紹介先

多摩地区の市町においては、相談の窓口が置かれているのに対し、山間部・島嶼部においては、奥多摩町が法律・消費者相談、小笠原村が村民課住民係に法律相談のための窓口を置いているほかは、特定の窓口を置いていない。ただし、日の出町及び大島町は、小笠

⁴ アンケートの発送・回収・集計については、首都大学東京都市教養学部法学系学生（当時）石橋俊平、羽鳥浩祥及び唐佳寧の労を煩わせた。

原村と同様、弁護士会に依頼し、月1回の法律相談会を実施している（小笠原村については、後述）。相談数は多摩地区・山間部の市町村においては記載があるが、島嶼部では、大島町・小笠原村のみ、商工会は、東大和市、稲城市、日の出町、三宅村及び小笠原村のみ記載がある。相談内容については、市町村は、福生市が相続を、稲城市が相続、不動産、金銭トラブル、借地、離婚等を、瑞穂町が相続、借地、離婚を上げているほかは記載がない。商工会は、東大和市が債権回収等を、大島町が税務相談を、三宅村が噴火災害における事業設備に係るリースの支払い免除、減免について等を、小笠原村が確定申告等を上げている。

相談の紹介先を問うたところ、市町村は、法テラス、弁護士会、NPOなどを上げるものがあつたのに対し、商工会は、知り合いの特定弁護士、商工会関係の相談窓口を上げるものがあつた。

付表3 弁護士等法律専門職者がいたらいいと思うか

月1回の法律相談会を実施している3自治体のうち、大島町及び同商工会が「急を要する場合」「交通事故処理・離婚処理」について、弁護士等法律専門職者がいたらいいと思うと回答しているのに対し、日の出町・同商工会と小笠原村・同商工会がそう思っていない旨回答している。

付表4 司法過疎の改善に役立っていると考えられる活動

弁護士会、法テラス（特に開設されている多摩・山間部で）の評価が高い。自治体、司法書士会、税理士会の評価もそれに続いて高い。NPOは、島嶼部の自治体などからは評価を受けている⁵（NPOが法律相談を実施している御蔵島村や山間部の桧原村から、アンケートに対する回答が得られていないこと、ヒアリングの際NPOの無料相談会を司法書士会の活動と誤認していた自治体のみられたことから、数字は若干低めに出ている可能性がある。）。

付表5 通信環境・都心への交通事情（アクセス時間）

通信環境については、アンケート調査時点でもかなりの改善が見られ、現在ではさらに改善が進んでいる（八丈町や小笠原村にも光パソコン通信サービスが導入されている。）。弁護士が常駐していない場合の司法サービスを確保するに当たって、重要な役割を果たし

⁵ 2002年頃から、東京の島嶼部を定期的に巡回し、島民向けに法律相談会を行っている（NPO HP:<http://www.shima-support.org/>）。NPOは三弁護士会が無料相談会を行っていなかったころから、ボランティア活動を開始し、住民とのコンタクトに実績を重ねてきた。初期の活動の紹介としては、山上博信（2003）2003年春第4回小笠原くらしの総合相談・法律教室、小笠原研究年報26：61-68参照。小笠原で開始された、このようなボランティア活動が大島などの伊豆諸島、山間部の桧原村における活動に拡大していった。

ていると思われる。

都心（東京駅又は新宿駅）への通常の交通手段によるアクセス時間を問うたところ、多摩地区の市町がおおむね一時間以内～1時間前後であるのに対し、山間部は1時間半～2時間半、島嶼部は、大島・利島の2時間程度から、小笠原村の26時間まで、遠隔であるばかりでなく、大きな格差がある。

付表6 金融機関の進出状況

郵便局、農協が中心であり、島嶼では、漁協、信用組合も重要な働きをしている。都銀が進出していない地域が、山間部、島嶼部にはなお残っている。

2. 法律専門職者団体向け

付表7 法律専門職者の団体からのアンケートに対する回答

東京弁護士会、第一東京弁護士会、東京税理士会、東京都行政書士会、東京土地家屋調査士会及びNPOの各団体から回答を得た。積極的な司法過疎サポート事業が垣間見られると同時に、定期的とはいえ、三弁護士会が毎月大島・小笠原などで、NPOが年二回程度東京都島嶼部地域（大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村）、檜原村などで実施する無料相談会では限界があることを、各団体の回答では認めている。東京弁護士会は、人口1万人以上で弁護士がいない東大和市、武蔵村山市、福生市、瑞穂町、日の出町に、また、NPOは東京都島嶼部地域の中でも、特に人口が数千人レベルの島に会員を常駐させたいとしていた。このうち実現したのは弁護士が開業した福生市、東大和市、武蔵村山市のみである。

3. 個人（法律専門職者）向け

付表8 貴事務所が受ける相談にはどのような種類のものが多いか？

弁護士以外の法律専門職者が、相続・遺言等、会社経営、不動産売買貸借、境界、税金など、専門外も含めいかに多様な相談に応じ（耳を傾け）、自らの本来の職域を越えないよう留意しつつ、それなりのアドバイスを行っているかが、よく分かる。

付表9 地元で開業してもらいたい他の法律専門職種と司法過疎の改善に役立っていると考えられる活動

司法過疎の改善に役立っていると考えられる活動として、弁護士会の活動を上げる者が多いことは、自治体・商工会へのアンケート結果と同じ傾向を示している。また、法テラスが設置されていない島嶼地域でも法テラスの活動を上げる者がいることは、注目される。

地元で開業してもらいたい他の法律専門職種があるかとの問いに対して、おおむね弁護

士や司法書士の開業を望んでいるが、地元の有力者や長老の仲介を司法過疎の改善に役立っていると考えている者が他の法律専門職者の進出を望んでいないことは、興味深い。

付表 10 司法過疎問題についての意見

傾聴に値する意見が記載されている。「地元在住者士業の生活を、結果的に、奪うようなことは、しないことである。長期的に地元住民の利益に合致しない。」という意見がある一方、トラブルは未然に当事者が解消したり、地元の有識者・有力者、地元自治体、地元金融機関の役割があったことは認めながらも、諸法令の改正と手続厳格化が迫られ、住民の意識も、若年代ほど都内との交流が多く、地域コミュニティにも次第に共同体的でなくなりつつある中で、過去のやり方での法的トラブル回避や手続円滑化を、ゆくゆくは期待できなくなるのではないかと懸念を述べる者もある。「司法過疎地は仕事が少ない、かつお金にならない。よって事務所を作っても成り立たない。」として司法過疎問題に対する補助が必要との意見もある。

4. ヒアリング調査

ヒアリング調査の日程と特に注目される点を紹介する。

① 大島町・利島村・新島村（2008年3月10日～12日酒井）

■新島村（11日）

新島村におけるアンケートへの協力状況は3名の法律専門職者を含め100%であった。関心の高さがヒアリングによっても実感できた。旧島民の比率が高く司法過疎の下でも秩序が守られていると言われる反面、問題が鬱屈している傾向がある旨指摘があった。

② 日の出町・檜原村（2008年3月14日酒井・山上）

③ 八丈町・御蔵島村（調査断念）・三宅村（2008年3月16日～19日酒井）

■八丈町

司法書士・行政書士・土地家屋調査士を開業する法律専門職者を訪問、八丈町における司法サービスの実情、東京司法書士会島嶼支部所属の司法書士の活動状況、東京中央と八丈島における司法書士の料金較差（無料相談がきっかけで業務を委嘱し、請求書を見てあまりの額に驚いたが、泣く泣く料金を支払ったという例）、八丈島住民の業務委嘱の状況（東京中央の専門職を選ぶか地元の専門職を選ぶか）、行政書士及び土地家屋調査士の業務の状況など聴取した。そのほか、当地で法テラスの法律相談が開かれたこと、法的サービスの強化が必要であるとの意見、八丈島では移住島民が4分の1を占め、その比率が低い新島とは相違がある（新島では流人の妻帯を禁じたが、八丈島では妻帯禁止はルーズで技能を有する流人を大切にした。）ことなど聴取した。

■三宅村

18日御蔵島の宿が取れなかったため上陸できず、三宅島に投宿した。宿泊した船宿の客は酒井だけで噴火の被災からの復興も遅れ、NPOから長期派遣されていた司法書士も引き上げたため、法律専門職者はいなくなり、司法サービスも不足している印象を受けた。NPOの相談会は、酒井帰着後に海が荒れサルビア丸が欠航となったため、予定をずらして開催されたが、定住する法律専門職者はいない状況の中で、盛会であったようだ。三宅村HPの村民便りによれば、4月より三宅村への航空便が再開されるとのことであった。

④ 小笠原村母島及び父島 (2008年3月26日～29日酒井・山上)

法的諸問題の実態及び問題点を調査(司法過疎問題=法律サービスに対する住民のニーズと弁護士等法律専門職者等の対応状況、医療過疎との比較、独占禁止法上の問題、環境法に係る問題等)

⑤ 小笠原村父島 (2009年2月11日～16日酒井)

司法過疎サポート活動団体・法律専門職者等の活動状況に関する調査(公正証書作成の際の証人となるなど体験)及び日本島嶼学会若手研究者グループ主催小笠原研究交流会傍聴

⑥ 小笠原村父島及び母島 (2012年3月28日～31日酒井)

過疎地域における法的諸問題(独占禁止法等に対する法意識等)調査

■小笠原村役場村民課(司法過疎問題)

- ・2011年小笠原が自然遺産に登録されてからおがさわら丸の乗客は従来500人程度であったのに800人に増加、小笠原村に大きな環境変化をもたらした。
- ・過疎のハンディキャップ…移住者は覚悟して来る(遠くて結構!)
- ・通信…携帯…ソフトバンク1,2か月前に入った(auは前から)。光ケーブル2010年に開通した(都の事業で100億円ほど投下)。
- ・医師の開業状況…父島…歯科医2(開業医1)医師3
母島…歯科医1 医師1 計7
- ・自衛隊機の出動要請(急病人搬送)…40年間に600回(村からの連絡を受け東京都知事が要請)
- ・小笠原村の法律相談件数(2010年度)おおむね父島12件、母島1件くらいである。
- ・三弁護士会法律相談年6回(以前は年12回、年1回の時代、空白の時代もあった。)、NPO相談会(弁護士・司法書士・税理士等)年2回、芝税務署説明会年2回

6 東京法務局三宅島出張所廃止についても不安視されていた(2010年3月15日(月)東京法務局統合)

- ・村民の苦情・・ 込み入った法律問題は上京する必要があるのですが、法律上の手続には困難が伴う（航空路の開設は見通しが立たない。）。インターネットでカバーするには限界がある。
- ・高齢化率が低い（11%）。高度医療・介護を要する場合、移住する（東京都区部、八丈島等）。

■小笠原村企画政策室（生物多様性保護関係）

- ・山羊殺処分（国＝環境省主導、小笠原支庁が実施）反対はない。
- ・野猫の駆除（飼い猫の規制）に対しては、反対もある（猫を取ったらネズミが増えた（農業者ら）。）。
- ・自然遺産登録後・・ 観光客数 1.4 倍（観光業者は歓迎）。人口は、50 人増加（もともと少しずつ増えていた。）。
- ・野島乳房山・・ 当月 100 本余り枝を折る事件発生－自然公園法違反

■土地家屋調査士

- ・深刻な司法過疎問題が起きないのは、借金苦でも取り立てに来ないから（小笠原だと取り立ての費用がかさむ。）。
- ・八丈島との関わり おがさわら丸の寄港・・6 月（返還祭）、10 月
- ・土地のトラブル（土地が少ない。空襲・占領下登記簿消失）は、共同体の中で解決してきた。
- ・未解決事件の存在（数件）・・ 悪意の取得時効 20 年（善意 10 年）確認の訴えが進まない。早く相談していればこじれることはなかった。
- ・アカギの駆除（ラウンド・アップ）・・ 私有地に入ると法律問題になる。一坪地主の存在（不動産業者が値上がりを喧伝して販売）土地の権利が複雑化した。

■小笠原村商工会

- ・アルバイトが増加したことから、商工業者からの社会保険関係の相談が増加した（書面交付指導）。
- ・小笠原で借金苦が少ない原因の一つは、生計費が安い（5 万円）ことである。都営住宅は 2 万円。村民所得は、平均約 200 万円である。従業員の月収は、10 万円。
- ・自殺はほとんどない（2, 3 年に 1 回）ホームレスもない（条例で野宿禁止）。
- ・商工会説明会・・ 税務・金融各 1 回、会計セミナーも開催

■警視庁小笠原警察署

- ・通常の事件の場合、おがさわら丸出港日の朝逮捕、船内では取り調べはしない（48 時間以内に送検）（逮捕前に任意の取り調べは行う。）。殺人犯容疑者逮捕などの場合は、警察も自衛隊機出動を要請することになる。
- ・村の事件数・自殺数など（警視庁発表資料参照）

■小笠原村役場母島支所

- ・相談（母島支所）土地の関係が年に数件（境界問題等・登記簿消失）ある。東京法務局（九段本局）につなぐ。
- ・土地の者には相談しづらいところがあり、弁護士会・NPOの相談に期待・弁護士会の法律相談（母島）・1回0～2件
- ・村からの法律相談への支出は、年100万円以上である（弁護士会は、時間に比例した支払、NPO参加人数の半分の旅費を援助）。
- ・国庫支出金・2012年度・3億6600万円うち2億円は小笠原振興開発事業補助金（特別措置法）

■社会福祉協議会（母島村民会館）

- ・法律相談・三弁護士会が来るようになってから変わった。頻度が安定し、相談者が減少した。
- ・3年程前村が測量して境界線画定（不在地主が多い。）
- ・自然遺産登録の影響・船の締め出し・ゴミ搬出（村の費用）・水不足（ダム）
- ・小笠原村民のルーツ・前田（母島）・大島 宮川・大島 佐々木・八丈

Ⅲ. 調査結果の検討

- 1 東京都内における司法過疎問題の実態については、法テラス、自治体・商工会、法律専門職者・同団体等による無料法律相談会の実施などの努力の結果、司法過疎問題は決定的な破綻は免れているとはいえ（特に、小笠原で開始された活動が他の島嶼部・山間部にも波及して行ったことは高く評価できる。）が、相続や境界など解決が困難な事例も残っているし、緊急な問題には対応が難しい状態が続いている。
- 2 簡易裁判所は、相談先としても利用されている。財政再建の観点のみから安易に統廃合などして、閉鎖すべきではない。
- 3 法テラスの評価は高く、活用されているように見える。東京都心から最も遠隔な小笠原など島嶼部に設置できないか？
- 4 法律専門職者（弁護士、司法書士等）の開業が不足しており、開業に対する期待感がみられる。『弁護士白書2011年版』によれば、弁護士1人当たりの人口が最も少ない岩手ですら、弁護士1人当たりの人口が16,432人であり、瑞穂町で2人、日の出町でも1人くらいの弁護士がいてもおかしくない。また、島嶼部全体では、人口が3万人近いので、数字上は、2人くらいの弁護士が開業していてもおかしくない。
- 5 開業している法律専門職者（行政書士等）の活用も十分ではない。

- 6 相談の窓口・内容・相談の紹介先・・弁護士会やNPOの相談会に依存している。相談の紹介先には、法テラスも上げられている。
- 7 通信環境は整ってきている。「インターネットでカバーするには限界がある。」との指摘は、深刻に受け止めるべきである。
- 8 金融サービスは、司法サービスの充実の前提となるし、一部代替的な役割さえ果たすため、さらに改善される必要がある。
- 9 島嶼部は、人口が3万人近くあるので、2人程度の弁護士が開業できるようなにも思えるが、島嶼部の航路は、①東京→横浜→大島→利島→新島→式根島→神津島、②東京→三宅島→御蔵島→八丈島、③東京→小笠原、3ルートに分かれるので、都心に事務所を置いて活動する方が、営業上有利なのではないか？ 小笠原に航空路が開設されれば、司法過疎の状況は一変するが、世界自然遺産に登録されたこともあって、航空路の開設は目処が立っていない。公設事務所に開設等による支援が必要である。

IV. まとめ ー若干の評価と提言ー

1. 若干の評価

東京都内における司法過疎問題の実態については、法テラス、自治体・商工会、法律専門職者・同団体等の努力の結果、司法過疎問題は決定的な破綻は免れているとは言えるが、なお、生存権、法の下での平等、裁判・弁護を受ける権利等の諸権利が最低限満たされている状況には至っておらず、一層の改善を図っていく必要がある。

2. 提言

(1) 政策面の提言

- ① 多摩地区の市町及び山間部・島嶼部の町村については、本アンケート調査結果をみても、人口からみても、弁護士の開業があつてしかるべきであり、弁護士会・法テラスは、そのための施策をとることが求められる。小笠原や離島は、交通等のアクセスが最も悪いので、法テラスの開設が無理であるなら、せめて年金生活に入ったベテランの弁護士の方に交代で居住していただくとか、何らかの補助制度のようなものが作れないであろうか？
- ② 弁護士会やNPO等の団体による法律サービス提供は、現状では不可欠なものとなっているが、住民が個々の法律専門職者の司法サービスを自由に選択できる状態が作り出されるのでなければ、問題の真の解決にはならない。①の課題を追求するとともに、ボランティア活動から営業に移る際、報酬などでトラブルが起きないようにサービスの提供

条件についての開示や各士業（法律専門職種）間の公正な取引ルールの維持にも十分留意する必要がある。

- ③ 弁護士以外の行政書士や税理士など、いわゆる「隣接法律専門職」による法サービス提供の必要性が、山間部・島嶼部においては、それ以外の地域より高い可能性がある（共同体の中で処理してきたという発言があるように、法を持ち出すことが、必ずしも適切でない場合、弁護士が開業していない場合など）が、自治体・商工会の「隣接法律専門職」の開業状況についての把握が必ずしも十分ではない傾向がみられたので、隣接法律専門職者のサービス提供拡大努力に期待するとともに、自治体・商工会が「隣接法律専門職」の開業状況を把握し、そのサービスを活用するPR、紹介等の方策を採ることが求められる。

(2) 研究面の提言

① 司法過疎問題に係る基礎研究

以下のテーマについて、基礎的な研究を行う必要がある。

- ・憲法 生存権、法の下での平等、裁判・弁護を受ける権利等の諸権利からみて、司法過疎問題を中心とする過疎問題をいかに捉えるか、小笠原振興特別措置法や離島振興法などの特別法をどう評価するか。
- ・民法 境界・相続・債務等司法過疎地における法律相談の対象となることが多い問題についての解決困難性（小笠原などでは戸籍等の記録喪失が見られる。）と解決法。
- ・民事訴訟法 法テラスを中心とする公設弁護士事務所（いわゆる日弁連によるひまわり基金を活用して設置され始めた。）及び司法書士会などによる法的サービスが住民の法的ニーズを満たしているか。
- ・刑法・刑事訴訟法 過疎地の犯罪の特徴、司法過疎地において取り調べを受けたり、逮捕されたとき接見等により十分な弁護活動が受けられるか、裁判員に選ばれたときに十分に裁判員としての活動が可能になるサポートが得られるか、交通事件などにおける双方代理の回避の結果、代理人が得られない場合が生じないか等。
- ・法社会学 小笠原を始めとする島嶼部・山間部における司法過疎等に対する住民・関係者の法意識を中心とする実態調査（例えば、静岡市でも、2002年頃まで、地域の名望家のような人で、紛争処理にかかわっている口入と呼ばれる人がいたとの記載（橋本誠一（2005）『在野「法曹」と地域社会』法律文化社、283-284頁）がある。山間部・島嶼部では、そうした有力者による働きが重要な役割を果たしてきたと考えられる一方、そうした地域でも、共同体の崩壊が、弁護士を始めとする法律サービスに対するニーズを高めるとも考えられる。

- ・行政法・行政学 生存権、法の下の平等等の諸権利からみて、司法過疎問題に対し行政はいかに対応すべきか。
- ・環境法 小笠原、日の出町などで重大な関心が持たれている温暖化問題、生物多様性保護等の環境問題における法律的論点（過疎地に特有なものを含む。）
- ・消費者法 過疎地において相談相手がないことにより深刻化する債務超過、宅建業取扱主任者のいない地域における宅地建物賃貸借契約（直取引）等の問題への対応策（地域や学校での消費者教育等）
- ・独占禁止法 過疎地は競争事業者が少ないため、交通独占、カルテル・入札談合等が起こりやすく、住民の法的知識の不足から、不当表示なども起こりやすい。しかし、公正取引委員会や消費者庁が過疎地まで職員を派遣して調査することは容易ではなく、独占禁止法の差止請求訴訟も現行法においては訴えの対象行為が限定されている上、過疎地では訴訟そのものが起こしにくい。また、司法制度改革の結果、法律専門職者間の競争が激化、司法過疎地で伝統的に存在していた法的安定性が破壊される可能性もある。

② 司法過疎問題以外の過疎地特有の問題に関する研究

以下のような司法過疎問題以外の過疎地特有のテーマについても、学際的な研究を行う必要がある。

- ・医療・介護（医療従事者の不定着、急患搬送の困難、産科医不在・不足、高度医療・介護のための施設がないことによる移住等）
- ・教育の較差・文化的過疎（学校閉鎖、図書館・書店等）
- ・環境問題（小笠原のアカギの駆除の障害となる不在地主問題、小笠原・日の出町等における希少生物保護やゴミ処理・廃棄物最終処分場の問題等）
- ・災害（三宅島・大島等における問題例の検証・検討）
- ・その他（交通、通信、郵便、企業経営、雇用等の問題）

謝辞

本研究の実施に当たっていただいた多くの方々のご協力に心から感謝申し上げますとともに、取りまとめが著しく遅れたこととお詫び申し上げます。

付表1 裁判所と法律専門職の有無

市町村 / 商工会	裁判所の有無				法律専門職がいるか				
	部	簡裁	出張所	計	弁護士	司法書士	税理士	その他	計
福生市	0	0	0	0	0	1	0	0	1
東大和市商工会	0	0	0	0	0	0	0	1	1
武蔵村山市・同商工会	0	0	0	0	0	1	1	0	2
稲城市・同商工会	0	0	0	0	1	1	1	0	3
羽村市商工会	0	0	0	0	1	1	1	0	3
瑞穂町・同商工会	0	0	0	0	0	1	1	1	3
日の出町・同商工会	0	0	0	0	0	0	1	0	1
奥多摩町	0	0	0	0	不明	不明	不明	不明	0
小計	0	0	0	0	2	5	5	2	14
大島町・同商工会	0	1	0	1	0	1	0	0	1
利島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新島村・同商工会	0	1	0	1	0	0	0	0	0
神津島村商工会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三宅村・同商工会	0	0	0	0	0	1	0	0	1
八丈町・同商工会	0	1	0	1	0	1	0	0	1
青ヶ島村	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小笠原村・同商工会	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小計	0	3	0	3	0	3	0	0	3
合計	0	3	0	3	2	8	5	2	17

*瑞穂町・同商工会の「その他」は、社会保険労務士

(参考) アンケートを依頼した法律専門職者の町村別開業数

市町村	司法書士	税理士	行政書士	土地家屋調査士	海事代理士	社会保険労務士	計	兼任
瑞穂町		5	5	2		1	13	1
日の出町		1	2	2			5	
奥多摩町		3	1				4	2 (*)
大島町	1		2	1			4	
新島村			1	1	1		3	
神津島			2				2	
八丈町	3	1	3	2			9	1
小笠原村				1			1	
計	4	10	16	9	1	1	41	4

*税理士の1名は公認会計士兼務

付表2 相談の窓口・内容・相談の紹介先

市町村	住民相談件数(年)	法律相談窓口・担当者							相談内容の種類	相談の紹介先	
		総務	労務	生活	女性	DV	その他	その他の場合の窓口名等			計
福生市	251	0	0	0	0	0	1	市民相談	1	相続	市で実施している法律相談、法テラス立川、法テラス多摩
武蔵村山市	350	0	0	1	0	0	0		1		
稲城市	390	0	0	1	0	0	1	生活環境部経済課担当	2	相続、不動産、金銭トラブル、借地、離婚等	
瑞穂町	60	1	0	0	0	0	0		1	相続、借地、離婚	
日の出町	20	0	0	0	0	0	0	*東京弁護士会に委託年12回実施	0		町の総合相談（東京弁護士会へ委託、年12回実施）
奥多摩町	10	0	0	0	0	0	1	法律・消費者相談	1		法テラス等
小計	1081	1	0	2	0	0	3		6		
大島町	48	0	0	0	0	0	0	*弁護士に委託月1回の相談会実施	0		
利島村	0	0	0	0	0	0	0		0		
新島村	0	0	0	0	0	0	0		0		NPO司法過疎サポートネットワーク
三宅村	0	0	0	0	0	0	0		0		
八丈町	0	0	0	0	0	0	0		0		都など
青ヶ島村	0	0	0	0	0	0	0		0		
小笠原村	20	0	0	1	0	0	0	*生活相談担当=村民課住民係	1	弁護士会が把握	東京弁護士会
小計	68	0	0	1	0	0	0		1		
合計	1149	1	0	3	0	0	3		7		

*大島町の住民相談件数（年）についての回答は、36～60件である。表中においては、平均値で示した。

商工会	住民相談件数(年)	法律相談窓口・担当者							相談内容の種類	相談の紹介先	
		総務	労務	生活	女性	DV	その他	その他の場合の窓口名等			計
東大和市商工会	4	0	0	0	0	0	1	経営関係相談	1	債権回収、借地権、連帯保証人の責任範囲、交通事故による損害金額	法律：市外の弁護士、経営安定特別相談所
武蔵村山市商工会	0	0	0	0	0	0	0		0		
稲城市商工会	10	0	0	0	0	0	0	*相談担当窓口は置いてない	0		
羽村市商工会	0	0	0	0	0	0	0		0		
瑞穂町商工会	0	0	0	0	0	0	0	*商工会の上部団体に設置	0		
日の出町商工会	7.5	0	0	0	0	0	0		0		
大島町商工会	0	0	0	0	0	0	0	*相談担当窓口はない（月一回、東京の三弁護士会に法律相談会を実施。一日だけの予約制）	0	税務相談	知人の弁護士に相談する
新島村商工会	0	0	0	0	0	0	0		0		
神津島村商工会	0	0	0	0	0	0	0		0		
三宅村商工会	1	0	0	0	0	0	0		0	1.噴火災害における事業設備に係るリースの支払い(免除、減免について) 2.立ち退き請求に対抗する手段 3.遺産分割協議書 4.賃貸契約書の作成	会員であれば、商工会連合会の特別相談口の弁護士。過疎サポートで住民の中では、助かっている者がいると聞いている。
八丈町商工会	0	0	0	0	0	0	0		0		
小笠原村商工会	30	0	0	0	0	0	1	税金	1	確定申告と消費税に関する相談(解決困難なもの:譲渡所得に関する個別案件。税務署ごとに微妙に判断が違う。)	個人的な知り合い。知り合いがない場合は協会等。
合計	52.5	0	0	0	0	0	2		2		

*瑞穂町商工会の住民相談件数（年）についての回答は、5～10件である。表中においては、平均値で示した。

付表3 弁護士等法律専門職者がいたらいいと思うか

市町村	法律等専門職がいたらいいと思うか	理由等
福生市	0	司法過疎とは感じていない。(※)
武蔵村山市	0	
稲城市	1	相談日ではない日の相談、相談時間が合わないときなど
瑞穂町	1	法律相談窓口を月1回開設、地域内に弁護士がいれば、急を要する相談に対応可能
日の出町	0	
奥多摩町	1	適切な回答が得られるから
小計	3	
大島町	1	急を要する場合月1回の相談では間に合わない。
利島村		
新島村	わからない	
三宅村		
八丈町		
青ヶ島村	わからない	
小笠原村	0	月1回の法律相談でおおむね対応できている。
小計	1	
合計	4	

※法テラス立川には福生駅から立川駅まで16分、法テラス多摩には福生駅から八王子駅まで21分、時間的に遠いとは認識していない。東京法務局西多摩支局、税理士・司法書士の事務所は多数、行政書士の事務所もある。

商工会	法律等専門職がいたらいいと思うか	理由等
東大和市商工会	1	相談に行く手間が掛かる。
武蔵村山市商工会	1	専門的・緊急を要する相談が多い(毎月定例の経営・法律相談会を実施)。
稲城市商工会	1	速やかに対応したいとき
羽村市商工会	0	
瑞穂町商工会	0	
日の出町商工会	0	
大島町商工会	1	交通事故処理・離婚処理
新島村商工会	1	
神津島村商工会	0	
三宅村商工会	1	都区内に行かなければならない。時間交通費が掛かる。
八丈町商工会	1	相続関係、相談する専門家がない。
小笠原村商工会	0	
合計	7	

付表4 司法過疎の改善に役立っていると考えられる活動

市町村 / 商工会	法テラス	弁護士会	司法書士会	税理士会	自治体	NPO	教育機関等	その他
多摩・山間部6市町村小計	6	4	2	1	1	0	0	0
島嶼部7町村小計	1	4	2	1	2	3	0	0
13市町村合計	7	8	4	2	3	3	0	0
多摩・山間部6商工会	1	1	0	0	1	0	0	1
島嶼部6商工会	1	3	2	3	3	0	0	0
12商工会合計	2	4	2	3	4	0	0	1
13市町村・12商工会合計	9	12	6	5	7	3	0	1

付表5 通信環境・都心への交通事情（アクセス時間）

市町村 / 商工会	通信環境							都心(*) へのア クセ ス時 間 (分)
	電話	docomo	au	ソフトバ ンク	ISDN	ブロード バンド	その他	
福生市	1	1	1	1	1	1	1	44
東大和市商工会	1	1	1	1	1	1	0	60
武蔵村山市・同商工会	1	1	1	1	1	1	0	60～75
稲城市・同商工会	1	1	1	1	1	1	0	30～60
羽村市商工会	1	1	1	1	1	1	0	70
瑞穂町・同商工会	1	1	1	1	1	1	0	65～70
日の出町・同商工会	1	0	0	0	0	1	0	90
奥多摩町	1	1	1	0	1	1	0	150
小計	8	7	7	6	7	8	1	
大島町商工会	1	1	0	0	1	1	0	120
利島村	1	1	0	0	0	0	0	120
新島村・同商工会	1	1	1	1	1	0	0	未回答
神津島村商工会	1	1	1	0	1	0	0	420
三宅村・同商工会	1	1	1	0	1	1	0	420
八丈町・同商工会	1	1	1	1	1	0	0	330
青ヶ島村								
小笠原村・同商工会	1	1	0	0	1	0	0	1560
小計	7	7	4	2	6	2	0	
合計	15	14	11	8	13	10	1	

*東京駅又は新宿駅

付表6 金融機関の進出状況

市町村 / 商工会	郵便局(公 金収納可)	都銀	農協	漁協	信用組合	信用金庫	その他
福生市	1	4	1	0	1	1	0
東大和市商工会	1	1	1	0	1	1	0
武蔵村山市・同商工会	1	2	1	0	0	1	0
稲城市・同商工会	1	3	1	0	0	2	0
羽村市・同商工会	1	1	1	0	1	1	0
瑞穂町・同商工会	1	0	1	0	0	1	0
日の出町・同商工会	1	0	1	0	0	1	0
奥多摩町	1	0	1	0	0	1	0
小計	8	11	8	0	3	9	0
大島町・同商工会	1	2	1	1	1	0	0
利島村	1	0	0	1	0	0	0
新島村・同商工会	1	0	1	1	1	0	0
神津島村商工会	1	0	1	1	1	0	0
三宅村・同商工会	1	1	1	1	1	0	0
八丈町・同商工会	1	1	1	1	1	0	0
青ヶ島村	1	0	0	0	0	0	0
小笠原村・同商工会	1	0	1	1	1	0	0
小計	8	4	6	7	6	0	0
合計	18	15	16	7	9	11	0

集計7 法律専門職者の団体からのアンケートに対する回答

1. 貴団体の活動内容				2. 貴団体に対する司法過疎問題に係る相談			
(1) 活動地域	(2) 貴団体の専ら活動している法律専門職者数(人)	(3) 司法過疎問題に対処するための活動内容	(4) 司法過疎問題に対処するため重点的に活動している地域	(1) 1年間の件数	(2) 相談に多いカテゴリー(複数回答可)	(3) 貴団体が受ける典型的な相談	
東京弁護士会	東京都全域	5321 (2007年9月5日現在)	過疎地型公設事務所へ東海の弁護士を派遣するために、当会が関与して設立している都市型公設事務所、開設費用の負担や運営資金の貸し付けを行っている。	小笠原と大島センターを開設	80 (東京三弁護士会が月1回実施している大島及び小笠原における法律相談件数)	相続・遺言等 借金 消費者トラブル(勧誘・表示等) 不動産売買貸借 その他(各種損害賠償)	相続や離婚に関する相談
第1東京弁護士会	小笠原大島	50	月一回の無料法律相談	小笠原 大島	80	相続・遺言等 知的財産 借金 職場 消費者トラブル(勧誘・表示等) 債権の回収 近隣・地域・学校等 交通事故 不動産売買貸借 家族 刑事事件 境界 高齢者・障害者 裁判 税金 その他(知的財産所有権など)(医療過誤、会社経営以外のすべて)	離婚、相続、遺言に関する相談(件数の多い順:相続・遺言、不動産売買、金銭貸借、離婚・親権)
東京税理士会	東京都内	19175 (2007年3月31日現在)	納税者支援センター(面談および電話による税に関する相談) 伊豆諸島、青梅地区での確定申告無料相談	伊豆諸島(大島、三宅島、新島、八丈島、神津島) 青梅地区(青梅市、福生市、あきる野市、羽村市、西多摩郡)			
東京都行政書士会	東京		電話による無料相談。(市民センター)の他、各自自治体における相談を担当している。(*)	東京	1400	相続・遺言等 借金 消費者トラブル(勧誘・表示等) 債権の回収 交通事故 家族 刑事事件 高齢者・障害者 会社経営	相続における手続の仕方、書類、遺言書・貸金、不払い貸金の請求、内容証明
東京土地家屋調査士会	東京都内	1606 内20 法人	なし(境界紛争解決)		266	過疎問題に関する相談はない。	
NPO司法サポートネットワーク	東京都島嶼部地域(大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅島村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村)を中心とし、檜原村など三多摩地域や、他県の司法過疎地にも活動を広げつつあるところ。です。	40名程度	①定期的(年1回若しくは2回)に現地を訪れ、無料法律税金相談会を開催。広報や相談会場については各地の役場の協力をいただいている。②法律税金相談のみならず、現実に法律家の関与が必要になる場合には、受任し具体的解決を目指す。③一般の島民の方や高校生等を対象に、法律教室や模擬裁判を行っている。	東京都島嶼部地域	120	相続・遺言等 債権の回収 不動産売買貸借 家族 境界 高齢者・障害者 税金	①土地の名義が先代のまま相続が繰り返され、多数の遺産共有者が存在する件、②お金を貸した相手が内地に帰ってしまい連絡がとれなくなった件、③隣地との境界がはっきりせず、法務局備え付けの地図も正確ではない件、④遺言(島と一緒に住む者に遺産を与えたいなど)、⑤税金(相続税など)

*東京都行政書士会は、自由記載欄で「行政書士は住民に一番近いところに位置するとともに人数的にも最も多い法律関係の専門である。地域住民が何か困った時に相談できる窓口として位置づけらる。適切なアドバイスをうけたら必要に応じて適切な他の職域専門家を紹介するあるいは協同して問題を解決するという流れが望ましい。特に災害復興や各種犯罪から街の安全を守る、子供の安全を守る運動には効果的。単に法学系学科の卒業生だけでなく、警察OBなど各種職業を経験している者が多い他、警察と協力して暴力団活動の排除のための講習など幅広い分野において研鑽をつんでやる者が多いからである。」と述べている。

酒井・山上・上石：東京都内における司法過疎問題の実態について

2. 貴団体に対する司法過疎問題に係る相談		3. 貴団体に属する法律専門職の司法過疎地への派遣等			4. 貴団体の活動地域において司法過疎の改善に役立っていると考えられる活動
(4) 相談のうち特に解決困難なもの(理由)	(5) 解決策についての提案	(1) 貴団体に属する法律専門職の司法過疎地への派遣	(2) 活動期間	(3) 貴団体に属する法律専門職者を常駐させたい地域	
相談自体については特になし。ただ離島の特殊性から(特に小笠原)、裁判所を通じての紛争解決に持ち込みにくい。	相談事案で比較的多い離婚や相続の問題などは、家庭裁判官が離島での出張調停を定期的に開催するところが望ましい。	日本全国の公設事務所や法テラス事務所によくの会員の派遣されている(当該地域の弁護士会会員となる。)	公設事務所により異なるが、2年ないし3年の任期。再任可能。	東大和市、武蔵村山市、福生市、瑞穂町、日の出町(人口1万人以上で弁護士がいないため。社会の広範かつ多様なニーズに応えられる身近な存在となる必要がある。)	■当会の活動 大島・小笠原における定期的な法律相談活動 ■他の専門職者の団体(東京弁護士会の会員が所属している会派(法友全期会)が年3回実施している八丈島における法律相談活動)
特になし	特になし	はい	(定期1ヶ月に1回)	ない	当会の活動 月一回の無料法律相談
		はい	(定期1年に1回)		当会の活動 月一回の無料法律相談 伊豆諸島、青梅地区での確定申告無料相談
インターネットでのサイト(特にアダルト系)被害は解決できない。サイトから「登録したので料金の支払いを」とか「出金い系」サイトの利用料金が多額に利用しても実現できない(詐欺的な行為)。サイトを禁止するような法システムがない。	利用者から申告されたサイトを自動的に受信(情報収集)して、監視するところ(浄化協会のような)を開設し、欄状命令をもたせる。			ない(東京全域にわたって行政書士業を営業しているため、特に派遣などは必要ない。業務研修を各分野にわたって実施している。)	■当会の活動 地域での各種相談(自治体や街頭での相談活動) ■法テラス(日本司法支援センター)(一次受付の担当窓口及び専門窓口) ■他の専門職者の団体(法人設立商業登記) ■自治体(相続、成年後見関係、在留許可などの相談、社会福祉協議会、国際交流協会など) ■NPO(成年後見に関する団体)
(3)で挙げた①ないし③など。解決困難な案件は多い。(・島の土地は価値が低いうえ、譲渡性に乏しい。 ・島民は必ずしも金銭的余裕がない者が多い。 ・隔絶地のため、裁判をするにも時間的・金銭的負担がよりかかる。 ・狭いコミュニティのため、争いが表沙汰になることを恐れる場合がある。 ・国や都などによる法的インフラが遅れている。)	基本的には解決策はない。個別に対応しながら、必ずしもベストな解決に至らずとも、依頼者が納得できる解決を探っていくしかない。	はい	(1ヶ月に1回)	東京都島嶼部地域の中でも、特に人口が数千人レベルの島(潜在的に一定の需要があると思われるが、年2回の訪問では掘り起こし切れていない。一定期間常駐することにより島民の信頼を得ることができ、法律家が必要な案件へのアクセスがより可能になる。)	

付表8 貴事務所が受ける相談にはどのような種類のものが多いか？

職種	開業地域	相談類型	a. 特に解決が困難なもの b. 解決が困難な理由 c. 解決策についての提案 d. その他
行政書士	瑞穂町	相続・遺言等、不動産売買貸借	
土地家屋調査士	瑞穂町	相続・遺言等、不動産売買貸借、境界 業務内容にかかわる相談(手続上の)がほとんど、中間者(建築設計建築業者、不動産業者など)を通じて相談があり、直接相談者と面会はほとんどなく、あっても三者面談となる。	a.境界問題(弁護士に依頼) b.関係人の人間関係のため相手の主張が対立する。 c.法務局の境界紛争解決制度利用
司法書士	大島町	相続・遺言、家族、不動産売買貸借、知的財産(商標・特許)、高齢者・障害者の福祉、境界遺産分割・相続人確定、財産分与(離婚に伴う)、成年後見、任意売却(債務整理)、不在者財産管理人選任	
行政書士	大島町	相続、農地転用	
土地家屋調査士	大島町	境界	
行政書士	新島村	相続・遺言等、会社経営、不動産売買貸借、境界、税金	a.当事者が感情的になるものすべて b.しこりと感情
土地家屋調査士	新島村	相続・遺言等、不動産売買貸借、境界	
海事代理士	新島村	会社経営、高齢者・障害者の福祉、不動産売買貸借、境界、労働、海事、年金保険、住宅ローン取次(住宅金融支援機構) 現在まで、処理案件といえる相談の実績はないが、事業会社の経営を兼業している関係から、労働、社会保険、不動産、住宅ローン、登記経営に関する面談は行っている。他士業の先生方に紹介すべき事案は紹介している。あるいは、他士業の先生(都内の)への窓口のような役割からスタートし、業務のきっかけを作り、地域へのサービスも展開できるように考えている。	
行政書士	神津島村	相続、税金、不動産売買	
行政書士・司法書士・土地家屋調査士	八丈町	相続・遺言等、債権の回収 司法書士業は税金の相談とよく、受託全部が相談といえる。年に数回他人に「金銭を貸してとれない」といってくる人がいるが、「ないものはとれない」というほかないケースが多い。内容証明を出せば、取れたら取ってみると聞き直られるから、ニコニコ顔で度々請求しなさいということが多い。	a.貸し金(訴訟をして時効を防いでも、とれない。) b.個人の金銭貸借が多く、借りた側には普通返済の意思がほとんどない。境界、文句は多いが弱い方が泣いている。 d.年に数回弁護士が公会堂などで無料法律相談を行っている。司法書士も帯同するようだが、私が扱えば5万円以内の相続登記に64万円払った人がいる。
土地家屋調査士	八丈町	相続・境界・不動産貸借等(本業)、遺言(ここ数年、公正証書遺言の手続の相談が多い。)、金銭トラブル等(民事調停制度説明、簡裁を紹介)、税金、学校・いじめ等(教育委員会に同道、話し合いの場を持つ。)、生活保護(民生委員を紹介)など。対応については、相談者に選択させる。	a.相続の争い b.当事者一方の話聞くだけでは動けない(双方の話聞く必要がある。) c.当事者の自己責任の意識がどのくらいあるか判断する必要がある。(一般的な説明をしても、自己に都合のいい部分だけ相手方に話す場合が多い。)
行政書士	八丈町	八丈町では相談はやっていない(前の開業地域では、相続・遺言等、不動産売買貸借、税金)。	b.知識を得るだけではなく、実行しない限りだめだと思う。 c.常に具体的な方向へ進めることがベター
土地家屋調査士	小笠原村	相続・遺言等、家族、不動産売買貸借、境界、年金保険、修繕(家の)、保険、国有地の払い下げ建築問題(規制の問題)、境界紛争、相続問題、保険(損害)のトラブルが多い。	a.外国人の相続人との対応、行方不明(外国人や)との境界協議など b.外国との対応(言語問題、習慣法律の違いなど)内地への機関に対する交通、通信の不便

付表 9 地元で開業してもらいたい他の法律専門職種と司法過疎の改善に役立っていると考えられる活動

開業地域	地元で開業してもらいたい他の法律専門職種があるか	開業してもらいたい法律専門職種	司法過疎の改善に役立っていると考えられる活動
瑞穂町	はい	弁護士	弁護士会
瑞穂町	はい	弁護士	弁護士会、司法書士会
大島町	はい	弁護士	弁護士会（出張相談会）
大島町	はい	弁護士	弁護士会・法テラス
新島村	いいえ		地元の有力者や長老の仲介
新島村	はい	司法書士	
新島村	はい	司法書士	
八丈町	はい	弁護士	法テラス
八丈町	いいえ		
小笠原村	はい	弁護士 司法書士	NPO

付表 10 司法過疎問題についての意見

瑞穂町	司法過疎地は仕事が少ない、かつお金にならない。よって事務所を作っても成り立たない。会館設立のための東京会証紙制度（1申請500円）があと数年で完了する。この制度を全国的制度にして、法務省と日本土地家屋調査士連合会とが協議し、過疎地域の支援センターを助成する。全国的に展開している境界紛争解決センターADR民間型が機能していないので、廃止して、支援センターを補助する。
新島村	地元在住者士業の生活を、結果的に、奪うようなことは、しないことである。長期的に地元住民の利益に合致しない。地元在住者士業の生活が（いまでも非常に苦しいと思われる）破壊されれば、転職、移住を余儀なくされ、ますます過疎化を招くと思われる。
新島村	この他には、緊密な親戚関係と地縁が強く存在してきた地域の特性があり、トラブルは未然に当事者が解消したり、双方に信頼のおける地元の有識者・有力者などが立会人・調停者の役割を果たし、島嶼村落内の諸問題を解決してきた歴史が根付いていたと考える。また、地元自治体、地元金融機関の窓口業務も本来の守備範囲以上に、担当者の親身な努力によって住民の困りごとを解決したり、手続代理をしてきた経緯があったと聴いている。昨今は、諸法令の改正と手続厳格化が各方面で急速に迫られている。同時に、新島村の住民の意識も、若年代ほど都内との交流や転入・転出が多く、地域コミュニティも次第に共同体的でなくなりつつある様に見受ける。過去に存在していたやり方での法的ダブル回避や手続円滑化の努力を、ゆくゆく地元内で期待できなくなるのではないかとの懸念がある。その一方で専門士業の成り立つ人口規模がなく、地元を開業を望むのは相当難しい地域であるから、都内の各専門士事務所へアクセスする不便と高コスト（交通費、滞在など）を負担していく将来にならないかとの心配がある。
八丈町	法テラスのパンフレットを簡裁からもらい、相談者に渡している。少人数の地域社会なので一般論として法律の説明をするだけにとどめている。消費者生活センターへの説明を勧める。
八丈町	八丈島は相続、境界問題、離婚等が多い。簡易裁判所での相談も多いと聞く。この10年は自営業の営業活動がメイン。八丈島は狭い世界、人間関係が難しい。